

「Fintech アダプターサービス」利用規約

株式会社ブイキューブ（以下「VC」といいます。）は、ユーザに対し、以下のサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、「Fintech アダプターサービス」を提供します。

第1条（本規約について）

1. 本規約は、「Fintech アダプターサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するVCとユーザとの間における本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の条件を規定するものです。
2. ユーザは、本契約の申込をすること又は本サービスの利用を開始することによって、本規約に同意したものとみなされます。本契約の申込又は本サービスの利用の開始の前に、本規約を注意してお読みください。
3. VCは、ユーザの了承を得ることなく本規約を随時変更することがあり、改定後の本規約を速やかに本サービスのWebサイトに掲載します。
4. 本規約の改定後にユーザが本サービスを利用した場合は、本規約の改定に同意したものとみなされます。

第2条（サービスについて）

1. VCは、ユーザが本契約を遵守することを条件に、本サービス及び本サービスを利用するために必要となるSDKソフトウェアの利用をユーザに非独占的に許諾します。
2. 本サービス及びSDKソフトウェアにより、ユーザは、ユーザのアプリケーションからVCが提供する「V-CUBE」サービスにAPIを通してアクセスすることが可能です。「V-CUBE」サービスの利用条件は、VCが別途提示する「「V-CUBE」サービス利用規約」によるものとし、SDKソフトウェアの使用条件は、VCが別途提示する「SDKソフトウェア使用許諾契約書」によるものとします。
3. VCは、ユーザに対し、SDKソフトウェアを使用して「V-CUBE」サービスと連携するアプリケーションのユーザによる開発・運用に関する開発サポートを提供します。
4. 本サービス及び開発サポートのサービス仕様の詳細は、VCが別途提示する資料によるものとします。
5. 本サービス及び開発サポートの提供は、日本国内に限られます。
6. ユーザは、自己の責任及び負担において、本サービスを利用するために必要となる情報端末その他周辺機器類及びインターネット回線を用意するものとします。
7. 本規約で定める場合を除き、本サービス及びそれに関しVCが提供する各種資料に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他一切の知的財産権は、VCに帰属します。ユーザは、本サービス及びそれに関しVCが提供する各種資料に関するいかなる知的財産権も取得することはありません。
8. 本サービスは、VC以外の第三者のベンダが提供するサービス（以下「本提携サービス」といいます）と相互運用するように設計された機能を有する場合があります。ユーザは、当該機能を利用するために、当該ベンダの本提携サービスを利用することが必要となる場合があります。この場合、本提携サービスの利用については、当該ベンダとの間の利用条件に従うものとします。当該ベンダによる本提携サービスの中止その他の理由により、本提携サービスの利用ができなくなる場合、VCは、当該機能の提供を中止でき、当該中止によりユーザに発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。
9. VCは、VCの定める情報セキュリティ基本方針（<https://jp.vcube.com/isms/security>）及び個人情報保護方針（<https://jp.vcube.com/privacy>）に則り、ユーザのコンテンツ及び個人情報情報を管理及び保護するものとします。

第3条（サービス料金）

1. 本サービスの料金の金額及び支払期限は、VC又はVC指定代理店が提示する見積りその他資料によるものとします。
2. 本サービスの料金の支払方法は、VCが指定する金融機関口座への振込とします。振込手数料はユーザが負担するものとします。
3. 本サービスの料金は、サービス期間の途中で本契約が終了した場合であっても、本規約で定める場合を除き、返金されません。
4. 本サービスの料金は、VC指定代理店から請求される場合があります。この場合、ユーザは、本サービスの料金をVC指定代理店に支払うものとします。

第4条（サービス期間）

1. 本サービスのサービス期間は、原則として利用開始日から1年間とします。ただし、VCとユーザが別途書面にてサービス期間を定めた場合は、この限りではありません。
2. サービス期間の満了日の1か月前までに第5条第1項に規定する書式がVC又はVC指定代理店に交付されない場合、サービス期間は同条件で1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、VCとユーザが別途書面にて延長期間を定めた場合は、この限りではありません。

第5条（解約等）

1. ユーザは、本サービスの解約を希望するときは、VC所定の書式をVC又はVC指定代理店に交付するものとします。
2. 本サービスのサービス期間の満了日より前にユーザが本サービスを解約しようとするときは、ユーザは、解約希望日の1か月前までに、VC又はVC指定代理店に対し前項に規定する書式を交付するものとします。解約日において本サービスの料金の分割払いの未払分があることとなる場合は、ユーザは、当該未払分を、解約日までに、VC又はVC指定代理店からの請求に応じて一括して支払うものとします。

3. ユーザが以下の各号のいずれかに該当する場合、VCは、本サービスの全部又は一部を予告なく中断又は中止し、又は何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) VCに登録した情報に虚偽があった場合
- (2) 本規約に違反した場合、又は本サービスの利用に関しVC若しくは他者に危害が及ぶ行為があるとVCが認める場合
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売申立、手形交換所の取引停止処分又は公租公課の滞納処分を受け、又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由が生じた場合その他信用状態に著しい変更があった場合
- (4) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り、又は法的手続若しくは私的手続であるかを問わず、破産、再生、清算その他の倒産処理手続の申立を受け、又は自らこれらの申立をした場合
- (5) 本サービスの料金がユーザの利用態様に照らし経済合理性を欠くに至ったとVCが認める場合など、VCがユーザを不適格と判断した場合

第6条（禁止行為）

ユーザは、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスのユーザたる地位並びに本契約に基づく権利及び義務を、VCの事前の書面による承諾なくして、第三者に譲渡、貸与又は担保設定等する行為。
- (2) VC、本サービスの信用を毀損する行為。
- (3) 第三者の所有権、プライバシー権その他の権利を侵害し又は侵害するおそれのある態様で本サービスを使用する行為。
- (4) 第三者の権利を侵害し又は侵害するおそれのあるコンテンツ、法令又は規制に違反するおそれのあるコンテンツ、又はウイルス、ワーム等のプログラムが含まれるコンテンツを本サービスにアップロードする行為。
- (5) 本サービスを通じて未承諾広告、ジャンクメール、スパム等を発信する行為。
- (6) 権利保護のための技術的措置を迂回するための装置、プログラム又はサービスとともに、本サービスを利用する行為。
- (7) 本サービスのID及びパスワードを第三者に開示又は漏洩する行為。
- (8) 本サービス及び本提携サービスに対し、許可されないアクセスを試みる行為。
- (9) 本サービスに関する商標、ロゴ、著作権などの権利に関する表示を削除、変更、又は追加する行為
- (10) 第三者による本サービスの利用を妨害する可能性がある方法、又は本サービス若しくは本提携サービスに損害を与え、これを不能使用にし、これに過度な負荷を与え、若しくはこれを害する方法で、本サービスにアクセスする行為。
- (11) 本サービスの品質、性能若しくは機能の測定、その他のベンチマーク、競合する製品若しくはサービスを開発する目的、又は本サービスの特徴、機能若しくはグラフィックスを模倣又は複製する目的で、本サービスにアクセスする行為。
- (12) ユーザのアプリケーションからのアクセスが「「V-CUBE」サービス利用規約」又は「SDKソフトウェア使用許諾契約書」に違反するおそれのある態様で本サービスを使用する行為。
- (13) その他、VCの本サービスの安定した継続提供に必要な事項に照らしてVCが不適切と判断する行為。

第7条（保証及び免責）

1. 本サービスに関するVCの保証は、本サービスが本規約に従ってVCからユーザに提供されることに限られ、VCは、本サービスの継続性、通信の完全性及び確実性を含む信頼性、可用性、利用可能性、セキュリティ保護性、無エラー性、無ウイルス性、不具合修正の確約、商品性、品質満足度並びにユーザの特定目的への適合性ほか本規約で規定のない事項について、いかなる種類の保証も行いません。
2. 本サービスを利用できなかったことに起因してユーザに直接生じた通常の損害以外の損害（業務の支障等の間接損害及び逸失利益を含みますがこれらに限定されません。）について、VCは一切の責任を負いません。VCが負担することのある損害賠償責任の総額は、VCの故意若しくは重大な過失に起因する場合を除き、ユーザが損害賠償を請求する1か月前からユーザが支払った本サービスの料金の総額を上限とします。

第8条（反社会的勢力の排除）

VC及びユーザは、自己又は自己を実質的に所有し若しくは支配する者が、過去及び本サービスの開始日以降いつの時点においても、暴力団、暴力団構成員若しくはその関係者、不法収益、犯罪収益等に関連する犯罪行為者、又は総会屋その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ相手方との信頼関係を破壊するに足る反社会的勢力との繋がりや有しないことを表明し保証するものとします。VC及びユーザは、相手方が当該表明・保証に違反した場合、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

第9条（紛争解決）

1. 本サービスに関する紛争について、VC及びユーザは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約は、日本国の法令に準拠して解釈されるものとします。

以上

改定履歴
2016年11月16日 制定
2017年5月30日 改定